

守谷市協働のまちづくり推進条例施行規則

守谷市協働のまちづくり推進条例施行規則（平成18年守谷市規則第44号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、守谷市協働のまちづくり推進条例（平成30年守谷市条例第30号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（行政サービスへの参入機会の提供）

第2条 条例第10条第1項の行政サービスへの参入機会の提供を受けようとする市民公益活動団体は、行政サービス参入機会の提供に関する申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- （1）規約等
- （2）構成員名簿
- （3）市内における活動実績
- （4）行政サービスの提供に係る事業計画書

2 市長は、条例第10条第2項の規定により、行政サービスへの参入機会を提供するに当たっては、前項の規定により提出された書類に記載された内容及び参入させようとする行政サービスの内容に基づき、当該市民公益活動団体が次に掲げる基準を全て満たしているかを考慮して提供するものとする。

- （1）活動拠点が守谷市内であること。
- （2）構成員が5人以上であり、守谷市内に在住、在勤又は在学している者が大部分をしめること。
- （3）国、地方公共団体等の公的機関が事務局となっていないこと。
- （4）守谷市内において活動の実績があること。

3 市長は、前項の規定により行政サービスへの参入機会を提供するに当たっては、必要に応じて関係者からのヒアリングを実施し、又は条例第15条第1項に規定する守谷市協働のまちづくり推進委員会（以下「推進委員会」という。）に意見を求めることができる。

4 市長は、第1項の申請に対する行政サービスへの参入機会の提供の可否について、行政サービス参入機会の提供に関する可否決定通知書（様式第2号）により当該申請を行った市民公益活動団体に通知するものとする。

（領域の基準）

第3条 条例第7条に規定する領域は、社会福祉法人守谷市社会福祉協議会又は守谷市自治会連絡協議会の支部の範囲を基準とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が地域の実情を勘案し、特に認めるときは、まちづくり協議会の領域とすることができる。

（まちづくり協議会の認定要件）

第4条 条例第11条第1項第5号に規定する規則で定める要件とは、次のと

おりとする。

- (1) その範囲内において組織されている自治会又は町内会と連携及び協力が期待できる組織となっていること。
- (2) 条例第2条第2項各号に定めるもののほか、その活動が特定の者の利害を図り、又はこれに類することを目的とするものでないこと。
- (3) 具体的かつ継続的な活動の計画が策定されていること。
- (4) 意思決定の方法が定められていること。
- (5) 市のパートナーとして協働のまちづくりを推進する組織であること。
- (6) その他市長が必要と認める事項
(まちづくり協議会の認定)

第5条 条例第12条第1項の規定により、まちづくり協議会の認定を受けようとする組織は、まちづくり協議会認定申請書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 会則又は規約
- (2) 役員名簿
- (3) 構成員に関する書類
- (4) 組織構成
- (5) 範囲図
- (6) 直近の活動計画書
- (7) 直近の収支予算書
- (8) まちづくり協議会設立時の議事録の写し
- (9) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請に対する認定の可否について、まちづくり協議会認定可否決定通知書(様式第4号)により当該申請を行った組織に通知するものとする。

3 市長は、まちづくり協議会を認定したときは、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 名称
- (2) 範囲
- (3) 認定年月日
- (4) その他市長が必要と認める事項

4 前項の公表は、守谷市公告式条例(昭和30年守谷町条例第6号)第2条第2項に規定する掲示場への掲示その他の市長が適当と認める方法によって行うものとする。

5 まちづくり協議会は、次に掲げる事項に変更があったときは、条例第12条第2項の規定により、まちづくり協議会認定事項変更届出書(様式第5号)により、市長に届出なければならない。

- (1) 名称

- (2) 代表者
- (3) 役員
- (4) 会則又は規約
- (5) 組織構成
- (6) 範域
- (7) その他市長が必要と認める事項

6 市長は、条例第13条第1項の規定により、まちづくり協議会の認定を取り消したときは、まちづくり協議会認定取消決定通知書（様式第6号）により、当該まちづくり協議会に通知するものとする。

（まちづくり協議会が行う活動に対する支援の内容）

第6条 条例第14条第1項に規定するまちづくり協議会が行う活動（以下「まちづくり活動」という。）に対する支援は、次のとおりとする。

- (1) 交付金の交付
- (2) 市職員又は専門家等による技術的な支援
- (3) まちづくり活動の拠点の整備及び提供
- (4) その他市長が必要と認める事項

2 前項第1号の交付金の額、内容及び申請手続き等は、予算の範囲内で市長が別に定めるものとする。

3 第1項第2号から第4号までの支援については、まちづくり協議会や範域の状況を踏まえて実施するものとする。

（まちづくり協議会からの報告）

第7条 市長は、まちづくり協議会に対し、その運営並びにまちづくり活動の実施の内容及び状況に関し定期的に、又は必要に応じて報告を求めることができる。

（推進委員会の会長等）

第8条 推進委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、推進委員会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（推進委員会の会議）

第9条 推進委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議並びに会長及び副会長がともに欠けたときの会議は、市長が招集する。

- 2 会長は、委員の半数以上の者から具体的な事案を示して招集の請求があったときは、会議を招集しなければならない。
- 3 推進委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 推進委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は書類を提出させることができる。

(推進委員会の庶務)

第10条 推進委員会の庶務は、生活経済部市民協働推進課において処理する。

(推進委員会の運営)

第11条 この規則に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に改正前の守谷市協働のまちづくり推進条例施行規則第5条の規定により推進委員会の会長及び副会長である者は、この規則の施行の日に第8条第1項の規定により推進委員会の会長及び副会長として定められたものとみなす。

様式第1号（第2条第1項関係）

行政サービス参入機会の提供に関する申請書

年 月 日

守谷市長宛て

団体等名称 _____
代表者の職及び氏名 _____ (印)
団体所在地又は代表者住所 _____
連絡先 _____

守谷市協働のまちづくり推進条例施行規則第2条第1項の規定により、下記のとおり行政サービスに参入したく機会の提供を申請します。

記

- 1 市民公益活動団体の名称
- 2 主な活動内容
- 3 行政サービス参入の内容
- 4 活動拠点の住所等
- 5 確認事項

確認事項	チェック欄
国，地方公共団体等の公的機関が事務局となっていないこと。	

備考

この申請書には、次の書類を添付すること。

- 1 市民公益活動団体の規約等
- 2 構成員名簿（氏名・住所・連絡先等）
- 3 市内における活動実績
- 4 行政サービスの提供に係る事業計画書

様式第2号（第2条第4項関係）

行政サービス参入機会の提供に関する可否決定通知書

第 号
年 月 日

様

守谷市長



年 月 日付の行政サービス参入機会の提供に関する申請について、次のとおり決定したので、守谷市協働のまちづくり推進条例施行規則第2条第4項の規定により、通知します。

決定内容	
参入機会提供の手段等	
不提供の理由	

※ 参入機会を提供できない場合は、その理由が「不提供の理由」の欄に記載されています。

様式第3号（第5条第1項関係）

まちづくり協議会認定申請書

年 月 日

守谷市長宛て

組織の名称 _____
代表者氏名 _____ (印)
代表者住所 _____
連絡先 _____ (担当者)

守谷市協働のまちづくり推進条例施行規則第5条第1項の規定により、下記のとおりまちづくり協議会の認定を申請します。

記

- 1 名称
- 2 範域
- 3 活動内容

備考

この申請書には、次の書類を添付すること。

- 1 会則又は規約
- 2 役員名簿
- 3 構成員に関する書類
- 4 組織構成
- 5 範域図
- 6 直近の活動計画書
- 7 直近の収支予算書
- 8 設立時の議事録の写し

様式第4号（第5条第2項関係）

まちづくり協議会認定可否決定通知書

第 号
年 月 日

様

守谷市長



年 月 日付の認定の申請について、次のとおり決定したので、守谷市協働のまちづくり推進条例施行規則第5条第2項の規定により、通知します。

決定内容	
不認定の理由	
備考	

※ 認定できない場合は、その理由が「不認定の理由」の欄に記載されています。

様式第5号（第5条第5項関係）

まちづくり協議会認定事項変更届出書

年 月 日

守谷市長宛て

名 称 _____
代表者氏名 _____ (印)
代表者住所 _____
連 絡 先 _____ (担当者)

守谷市協働のまちづくり推進条例第12条第2項の規定により、まちづくり協議会について、下記のとおり変更しましたので届け出ます。

記

- 1 認定年月日 年 月 日
- 2 名称
- 3 変更の内容

チェック欄	内容	変更前	変更後
	名称		
	代表者		
	役員		
	会則又は規約		
	組織構成		
	範域		
	その他		

- 4 変更理由

備考

変更された事項が分かる資料を添付すること。

様式第6号（第5条第6項関係）

まちづくり協議会認定取消決定通知書

第 号
年 月 日

様

守谷市長



守谷市協働のまちづくり推進条例第13条第1項の規定により、下記のとおりまちづくり協議会の認定を取り消しましたので通知します。

記

- 1 認定年月日 年 月 日
- 2 名称
- 3 取消の理由
 - まちづくり協議会に該当しなくなったため
 - 偽りその他不正な手段により認定を受けたため
 - 市から受けた支援の活用に当たり故意に不当な行為を行ったため